

## 建築基準法第22条区域について

建築基準法第22条区域とは、防火地域・準防火地域以外の市街地で、火災による延焼の防止を目的として、建築物に一定の防火性能を確保するため、特定行政庁が指定する区域です。

### ◆ 佐世保市の法第22条区域について

建設地	区域	備考
江迎町	一部区域内	「江迎町法第22条区域図」をご確認ください。
鹿町町、浅子町、黒島町、高島町、吉井町、世知原町、小佐々町、宇久町	全て区域外	
上記以外の町	全て区域内	防火地域・準防火地域を除く

※防火地域・準防火地域については、佐世保市都市計画情報マップ (<https://www.city.sasebo.lg.jp/tosiseibi/tosise/johomap.html>) でご確認ください。